



街に、ルネッサンス



UR都市機構

令和7(2025)年3月26日
石川県金沢市
独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部

金沢市とUR都市機構が連携協定を締結 ～日本銀行金沢支店跡地の利活用の検討に向けて～

金沢市と独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」）は、令和7年3月25日（火）に、日本銀行金沢支店跡地（以下「当該跡地」）の利活用の検討に関して、相互に連携・協力して取り組むための協定を締結しました。

今後、金沢市とUR都市機構は、当該跡地の先行的な利活用に向けた検討および既存建物等の開放に向けた技術的検討等に取り組んでまいります。

（別添協定書参照）



写真右から

むらやま たかし
村山 卓
にし の けんすけ
西野 健介

金沢市長

UR都市機構

東日本都市再生本部長

（お問い合わせ先）

金沢市

都市政策局企画調整課 （電話）076-220-2031

UR都市機構

東日本都市再生本部 総務部総務課（広報担当） （電話）03-5323-0625

<協定締結の背景>

- (1) 金沢市では、北陸新幹線の金沢開業や観光インバウンドの増大を背景として、中心市街地、特に、都心軸沿線で、業務機能の金沢駅周辺への移転や、オフィス等のホテルへの転換等が進行しつつあります。加えて、大規模商業施設の郊外立地の影響や、働き方、消費者行動・価値観の変化等によって、地域経済の中心地として有していたこれまでの商業業務機能を取り巻く環境に大きな変化が生じています。また、都心軸周辺の建物の老朽化が進む等、中長期的な視点では、今後、都市機能のさらなる低下につながるおそれがあります。
- (2) 上記の状況を踏まえ、令和4年7月、金沢市とUR都市機構は、「金沢市と独立行政法人都市再生機構のまちづくりに関する連携協定書」を締結し、魅力ある中心市街地の形成に向けた取り組みを進めてきたところです。
- (3) その後、日本銀行金沢支店の移転が発表され（令和5年11月移転）、これを受けて令和5年度に金沢市が設置、開催した「日本銀行金沢支店跡地あり方検討懇話会」における取りまとめにおいて、日本銀行金沢支店跡地に求められる機能（※）等が示されました。
- (4) 上記を踏まえて、当該跡地の早期の利活用に向けた検討について、相互に連携協力して取り組むため、今回、金沢市とUR都市機構は新たな協定を締結しました。

※「日本銀行金沢支店跡地あり方検討懇話会」における取りまとめにおいて示された、当該跡地に求められる機能は、以下の通りです。

- ① 来街の動機となり、まち全体へ波及する新たな魅力やにぎわいを創出し、都市の品格・風格を感じることができる機能
- ② まち全体への新たな人の流れを生み出す環境を創出し、人々の回遊性を向上させる機能
- ③ 多様な人々の多様な使い方が共存する空間を形成し、自然に人が集まり快適に滞在できる機能
- ④ 市民の文化活動の象徴となる場を創出し、市民・観光客が文化に触れて楽しむことができる機能

<本協定に基づく連携協力事項>

- (1) 当該跡地の先行的な利活用の検討に関すること。
- (2) 当該跡地における既存建物等の開放に向けた技術的検討に関すること。
- (3) 前各号の実現にあたり必要となる関係者等との調整及び情報の収集・発信に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、金沢市及びUR都市機構が必要と認める事項に関すること。

<金沢市の概要>

金沢市は、本州日本海側のほぼ中心に位置し、人口 約 46 万人、面積 約 469 km²の中核市です。3つの台地と2本の川を骨格とした豊かな自然に恵まれ、藩政時代にまちの礎が築かれて以来、歴史的街路やまちなみを色濃く残してきた都市です。

加賀友禅や金沢箔・九谷焼等の伝統工芸や、茶の湯・能・邦楽等の伝統芸能に加え、現代建築や現代美術等の面においても新たな創造性を育て、古いものと新しいものが同時に共存し、互いに刺激しあい、磨き高めあうことで発展してきた重層性があります。

2015 年の北陸新幹線の金沢開業により、東京までの移動時間が約2時間半に短縮され、交流人口が増加しています。

<UR都市機構の概要>

UR都市機構の歩みは戦後の住宅不足解消に端を発しています。1955年から様々なステークホルダーとともに、時代時代の多様性に即し、安全・安心・快適なまちづくり・くらしづくりを通して、「人が輝く“まち”」の実現に貢献してまいりました。そしてこれからも、変化する社会課題に挑戦し続けることで皆さまにお応えし、「人が輝く”まち”」づくりに不可欠な存在でありたいと考えております。これまで培ってきた持続可能なまちづくりのノウハウをいかし、都市再生事業・賃貸住宅事業・災害復興支援・海外展開支援に全力で取り組んでまいります。

令和6年能登半島地震への対応については、被災者の生活再建のため応急仮設住宅建設に係る技術的支援等を行うとともに、被災市町の復興まちづくりに係る支援を行っています。
<https://www.ur-net.go.jp>

金沢市と独立行政法人都市再生機構の
日本銀行金沢支店跡地の利活用の検討に関する連携協定書

金沢市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、日本銀行金沢支店跡地（以下「当該跡地」という。）の利活用の検討に関して、相互に連携・協力して取り組むことについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、令和5年度に甲が設置、開催した「日本銀行金沢支店跡地あり方検討懇話会」における取りまとめに基づき、甲及び乙が相互に連携協力することにより、当該跡地の早期の利活用に向けた検討に取り組むことを目的とする。

（役割分担等）

第2条 甲は、当該跡地の利活用の検討について、乙と相互に連携協力を図りながら主体的に施策を推進する。

2 乙は、甲の要請に応じ、自ら持つ知見等を活用し、当該跡地の利活用に係る施策の調査、検討、推進等を支援する。

（連携協力事項）

第3条 本協定の目的を達成するため、甲及び乙は、以下に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- （1）当該跡地の先行的な利活用の検討に関すること。
- （2）当該跡地における既存建物等の開放に向けた技術的検討に関すること。
- （3）前各号の実現にあたり必要となる関係者等との調整及び情報の収集・発信に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、連携協力事項の詳細については、別途甲乙合意の上、決定する。

（連携体制）

第4条 甲及び乙は、前条に定める事項を円滑に推進するため、必要な体制の確保及び情報の共有を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定の履行に関して知り得た情報について、法令等に基づく場合又は情報を提供した者の同意がある場合を除き、第三者に対して開示し、又は目的外の使用をしてはならない。本協定の有効期間満了後においても、また同様とする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する有効期間内に、甲乙いずれかから本協定の更新につい

て意思表示があった場合、本協定の更新に関する協議を行い、合意に達した際は、有効期間満了後から更に2年間、本協定を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 3月 25日

甲 石川県金沢市広坂一丁目1番1号
金沢市
金沢市長

乙 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
本部長